

京都市告示第162号

児童福祉法（以下「法」という。）第21条の5の15の規定により、次のとおり法第21条の5の3に規定する指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和7年5月2日

京都市長 松井 孝治

1 申請者

特定非営利活動法人鳴滝アトリエ（代表理事 堤 創）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市右京区西院東貝川町29田中ビル5F南

3 事業所の名称

D－S c h o o l 西京極校

4 事業所の所在地

京都市右京区西京極徳大寺団子田町39－3

5 指定する事業の種類

放課後等デイサービス

6 指定年月日

令和7年4月7日

7 事業所番号

2650700525

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）